

特別警報または暴風警報に伴う始業時刻変更について

●通常授業日および定期考査日において、箕面市に特別警報または暴風警報が発令されている場合の始業時刻は次の通りとする。

- ① 7時までに警報が解除された場合は通常通り開始
- ② 7時に警報が発令中の場合は自宅待機し、次項 a、b に従う。
 - a 11時までに解除された場合は、午後より開始
 - b 11時を越えても解除されない場合は、臨時休校

交通機関が運行停止の際の始業時間変更について

●通常授業日および定期考査日において、ストライキにより阪急電車・大阪メトロ・北大阪急行・阪急バスのいずれかが運行していない場合、および雪などで本校周辺の阪急バスが運行していない場合の始業時刻は次の通りとする。

- ① 7時までに運行が開始された場合は通常通り開始
 - ② 7時に運行が開始されない場合は自宅待機し、次項 a、b に従う。
 - a 11時までに運行が開始された場合は、午後より開始
 - b 11時を越えても運行が開始されない場合は、臨時休校
- 上記以外の交通機関が運行していない場合は平常どおり授業および考査を行う。